

平成21年6月12日

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）構想

1. 6月11日（木）、模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の関係国による非公式会合が、米国の主催によりジュネーブで開催されました。我が国をはじめ、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、ニュージーランド及びモロッコは、世界的な模倣品・海賊版対策を強化するため、ACTA交渉を前進させることを表明しました。
2. 関係国は、2010年中の交渉合意を目指し、7月にモロッコで次回会合を開催します。模倣品や海賊版による知的財産権の侵害と戦うため、関係国は、国際協力の推進、実効性ある取り締まりのための法執行体制の強化及び知的財産権を保護するための法的措置それ自身の強化を重視しています。
3. さらに、関係国は、ACTA交渉の進捗状況を広く一般に公開することの重要性を再確認しました。
4. 我が国としては、ACTAの早期実現を目指し、今後も関係国との議論を積極的にリードしていく所存です。

（参考）

関係国は、2008年6月に条文案をベースとしたACTA交渉を開始しました。ACTAの交渉の目的は、模倣品・海賊版対策のための新しい、最先端の条約を策定することです。ACTA交渉には、我が国をはじめ、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、ニュージーランド及びモロッコが参加しています。ACTAの実現は、合法的な貿易と世界経済の持続的な発展を阻害し、時には、組織犯罪の資金源や消費者を危険な模造品にさらしている模倣品・海賊版の拡散防止に、世界各国の政府がより効果的に取り組むことを支援するものと期待されています。

（本発表資料のお問い合わせ先）

通商政策局 国際知財制度調整官 山本

担当者：村守、猪飼

電話：03-3501-1511（内線 3051）

03-3501-5923（直通）